

# 売買契約書（案）

1. 品名 アルゴス衛星発信機
2. 仕様・規格 別紙購入仕様書のとおり
3. 数量 別紙購入仕様書のとおり
4. 契約金額 ￥〇, 〇〇〇, 〇〇〇. ー  
(内、消費税及び地方消費税の額￥〇〇〇, 〇〇〇. ー)  
(注) 「消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定により算出されたもの並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出されたものである。
5. 納入期限 令和 3年 8月31日
6. 納入場所 神奈川県横浜市金沢区福浦2-12-4  
国立研究開発法人 水産研究・教育機構  
水産資源研究所
7. 検査場所 同上
8. 契約保証金 免除

上記品名（以下「物品」という。）の売買について、国立研究開発法人水産研究・教育機構水産資源研究所長 田中 健吾（以下「甲」という。）と、〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇（以下「乙」という。）との間に上記各項及び次の契約条項により、売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 神奈川県横浜市金沢区福浦2-12-4  
国立研究開発法人水産研究・教育機構  
水産資源研究所長 田中 健吾 印

乙 〇〇県〇〇市〇〇〇2-2-2  
〇〇〇株式会社  
代表取締役 〇〇 〇〇 印

## 契 約 条 項

第1条 甲または甲の指定した職員は、乙に対し、頭書の仕様・規格に基づき、期限内に物品を確実に納入するように指示するものとする。

2. 疑義が生じたときは甲、乙協議して決定する。

第2条 甲は、物品の納入について監督をする必要があると認めた場合は、甲が命じた監督のための職員（以下「監督職員」という。）に監督をさせまたは必要な指示をさせることができるものとする。

2. 乙または乙の使用者は、前項に定める監督職員の指示に従わなければならない。

第3条 乙は、天災その他やむを得ない理由により、期限内に物品を納入することができない場合は、甲に対し遅延する理由及び納入予定期限等を明らかにした書面を提出して、納入期限の延長の承認を受けなければならない。

第4条 甲は、乙がその責に帰する理由により期限内に、物品の納入を完了しなかった場合は、前条に定める承認の有無にかかわらず、乙に対し遅滞金を請求することができるものとする。ただし、当該遅延が天災その他やむを得ない理由によるものと認められる場合は、この限りでない。

2. 前項に定める遅滞金は、納入期限の翌日から納入完了の日までの遅滞日数1日につき、契約金額に年5%を乗じて得た額とする。

3. 第1項に定める遅滞金の請求は、甲が第14条に定めるこの契約を解除した場合における違約金の請求を妨げない。

第5条 乙は、物品を納入しようとする場合は、甲に対し納入する旨を通知し、甲が命じた検査のための職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。

第6条 検査職員は、前条の通知を受けた日から10日以内に当該物品について検査を行うものとする。

2. 乙または乙の使用者は、検査に立ち会い検査職員の指示に従って、物品の検査に必要な措置を講ずるものとする。

3. 前項の場合において、乙または乙の使用者が検査に立ち会わない場合は、検査職員は、乙の欠席のまま検査を行うことができる。この場合において、乙は、検査の結果について異議を申し立てることができない。

4. 検査職員は、物品の全部または一部について不適当な個所を発見した場合は、乙に対し他の良好な物品と取り替えまたは補修を請求することができる。この場合、乙は、ただちに当該物品の取り替えまたは補修をしなければならない。

5. 物品の納入及び検査に要する費用は、すべて乙の負担とする。

第7条 前条に定める検査に合格し、納入を完了した日に、当該物品の所有権は甲に移転するものとする。

第8条 前条に定める所有権移転の時期以前に、乙の責めに帰することができない事由によって、当該物品について生じた損害は、その事由が甲の故意または重大な過失による場合を除き、すべて乙の負担とし、かつ乙は甲に対する反対給付を受ける権利を有しない。ただし、その事由が甲の故意または重大な過失による場合であっても、乙は自己の債務を免れたことにより利益を得たときは、これを甲に償還しなければならない。

第9条 乙は、物品の納入後1年間は、当該物品の品質及び規格等を保証するものとする。

2. 納入後1年以内に当該物品に隠れた瑕疵が発見された場合は、その期間内において、甲は乙に対し、相当の日時を定めて当該物品の取り替え、または補修、若しくは値引きを請求することができる。

3. 前項の場合において、その瑕疵により甲が契約した目的を達することができない場合には、その期間内において、甲は、契約の解除をすることができる。この場合において、乙が損害をこうむることがあっても、甲は、その責を負わないものとする。

4. 甲は、乙が納入した物品の隠れた瑕疵により不当な損害をこうむった場合には、乙に対してその瑕疵によりこうむったすべての損害賠償を請求することができる。

第10条 乙は、物品の引き渡しを完了し、検査職員の検査に合格した場合は、契約金額を所定の手続きにより甲に請求できる。

第11条 甲は、乙が提出する適法な支払請求書を受領した日から30日以内（以下「約定期間」という。）に請求金額を乙に支払うものとする。ただし、受領した乙の支払請求書が不適當のために乙に返送した場合は、甲が返送した日から乙の適法な支払請求書を受領した日までの日数は、これを約定期間に算入しないものとする。

第12条 乙は、甲が約定期間内に請求金額を支払わない場合は、甲に対し、遅延利息を請求することができるものとする。

2. 前項に定める遅延利息は、遅延日数1日につき年2.5%の割合で計算した額とする。ただし、遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

3. 支払遅延が、天災その他やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は、約定期間に算入せず、また遅延利息を支払う日数に算入しないものとする。

第13条 乙は、物品の納入にあたり、甲の庁舎施設、器物等を破損または滅失した場合及び甲の職員またはその他の者に対し損害を与えた場合はただちに甲に報告しその指示に従い、損害について賠償しなければならない。

第14条 甲は、次の各号の一に該当する場合はこの契約の全部または一部を解除すること

ができる。この場合において、乙が損害をこうむることがあっても、甲は、その責を負わないものとする。

- (1) 天災その他、乙の責に帰することのできない理由により、乙が解約を申し出て甲が承認した場合
- (2) 乙がこの契約に違反したまたは違反するおそれがあると認められる場合
- (3) 乙が正当な理由がなく、契約上の義務を履行せずまたは履行する見込がないと認められる場合
- (4) 乙が破産の宣告を受けた場合またはそのおそれがあると認められる場合
- (5) この契約の履行にあたり、乙または乙の使用者に不正の行為があった場合
- (6) 乙または乙の使用者が、第5条に定める検査職員の検査を妨げた場合
- (7) 前各号に掲げる理由以外の理由により、乙が解約を申し出た場合

第15条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、甲は乙に対し、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を請求することができる。

- (1) 前条第2号から第7号までの規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2. 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3. 甲は、前条の規定によりこの契約を解除した場合、これにより乙に生じる損害について、何ら賠償ないし補償することは要しないものとする。

第16条 乙は、書面による承認を得ないで、この契約により生ずる権利及び義務を、第三者に譲渡し若しくは承継させてはならない。

第17条 法令の制定または改廃による統制額の設定若しくは改定または予期することがで

きない理由に基づく経済状況の激変等により頭書に定める契約金額が著しく不相当であると認められる場合は、甲、乙協議して変更することができるものとする。

第18条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2. 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

第19条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2. 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第6項の

規定の適用があるとき。

(2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3. 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4. 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

第20条 この契約により、甲が乙から取得すべき遅滞金及び違約金等がある場合は、甲は、その選択により乙に対し支払うべき金額と相殺しまたは別に徴収することができるものとする。

第21条 甲、乙双方は、信義をもって誠実にこの契約を履行するものとし、この契約の履行にあたり、甲、乙間に紛争が生じた場合及びこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。